## 海上保安庁

（国土交通大学校計画管理部長）
国土交通事務官　余米　紀彦
海上保安官（警備救難部国際刑事課長）に転任させる
二等海上保安監を命ずる
（警備救難部国際刑事課長）海
上保安官　鈴木　史朗
国土交通省に出向させる（以上九月十九日）

# 皇室事項

## 行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月十六日午後五時二十七分御出門、生誕百五十年記念　鹿島武二展を御覧のため、練馬区立美術館（練馬区）へ行幸啓、同七時十五分還幸啓になつた。

天皇皇后両陛下は、九月十九日午前十時一分御出門、日本遺族会創立七十周年記念式典に御臨席のため、明治記念館（港区）へ行幸啓、同十一時十三分還幸啓になつた。

# 官庁報告

## 労　働

### 船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

中部地方交通審議会は、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第１号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）、中部漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第３号）及び中部漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に中部運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号460－8528愛知県名古屋市中区三の丸二丁目２番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について
２　適用する地域　中部運輸局の管轄区域
３　適用する使用者
⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　木船
⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの
⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者
①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成29年９月21日
中部地方交通審議会会長　黒田　達朗

# 公　告

## 諮　事　項

### 適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同法第63条の５第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じられた適格機関投資家等特例業務届出者の名称等
・商号又は名称　株式会社ＲＩＳＥ
住所又は所在地　岐阜県岐阜市中鶉１－128サンアリーネビル東館２Ｆ
２．業務廃止命令年月日
平成29年９月12日

平成29年９月21日
東海財務局長　寺田　達史

### 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２９年（家）第７０５６５号**
兵庫県芦屋市三条町35番10号
申立人　加藤ひで子
本籍兵庫県神戸市灘区寺口町52番地、最後の住所大阪市旭区新森５丁目13番12－206号、死亡の場所大阪市旭区、死亡年月日平成８年７月１日、出生の場所神戸市林田区、出生年月日昭和７年10月28日、職業不詳
被相続人　亡　竹尾　誠至
事務所大阪市北区西天満３－14－16　西天満パークビル３号館９階
相続財産管理人　弁護士　矢倉　昌子
大阪家庭裁判所

**平成２９年（家）第７０７１６号**
東京都港区西新橋１丁目３番１号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍大阪府東大阪市新庄２丁目287番地、最後の住所大阪府大東市川中新町20番306号、死亡の場所大阪府大阪市城東区、死亡年月日平成28年７月３日、出生の場所大阪府中河内郡盾津村、出生年月日昭和８年１月13日、職業不詳
被相続人　亡　辻井　　悟
事務所大阪府豊中市末広町２－１－４　豊中末広ビル２階203号
相続財産管理人　弁護士　向井　啓介
大阪家庭裁判所

**平成２９年（家）第７０７８２号**
東京都港区西新橋１丁目３番１号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍大阪府大阪市城東区新喜多東１丁目12番、最後の住所大阪市平野区喜連東１丁目４番34－303号、死亡の場所大阪府大阪市住吉区、死亡年月日平成28年12月21日、出生の場所大阪府大阪市城東区、出生年月日昭和24年４月24日、職業不詳
被相続人　亡　北田　幸男
大阪市北区西天満５丁目14番７号和光ビル６階
相続財産管理人　弁護士　藤井　　薫
大阪家庭裁判所

**平成２９年（家）第７０８８６号**
大阪市住吉区墨江４丁目１番23号ノザワマンション201
申立人　藤井　博章
本籍大阪府大阪市阿倍野区北畠１丁目252番地、最後の住所大阪市住吉区万代東４丁目３番25－1103号、死亡の場所大阪府大阪市住吉区、死亡年月日平成29年６月10日、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和７年10月４日、職業無職
被相続人　亡　岡田　　豊
大阪市北区西天満５丁目１番３号　南森町パークビル９階
相続財産管理人　弁護士　宮岡　恒子
大阪家庭裁判所